



福岡医発第943号(地)

令和5年7月4日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 蓮澤浩明

(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その51)及び(その52)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和4年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy_copy_2.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

(参考資料)

- ・不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について
(令5.6.28 事務連絡 こども家庭庁成育局母子保健課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 638 号（保険）
令和 5 年 6 月 2 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 51）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 4 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 51）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 51）

（令 5.6.27 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 27 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 51）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問1 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年6月27日付けで薬事承認された「P a n b i o C O V I D - 1 9 / F l u A & B ラピッド パネル」（アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年6月27日より保険適用となる。

日医発第 642 号（保険）
令和 5 年 7 月 3 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 52）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、生殖補助医療管理料及び精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業」について示された令和 4 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 52）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 52）

（令 5.6.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

[参考]

不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

（令 5.6.28 事務連絡 こども家庭庁成育局母子保健課）

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 28 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 52）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係（不妊治療）

【生殖補助医療管理料】

問1 区分番号「B001」の「33」生殖補助医療管理料、及び区分番号「K838-2」精巣内精子採取術の施設基準における「国が示す不妊症に係る医療機関の情報提供に関する事業に協力すること」とは、具体的には何を指すのか。

（答）現時点では、令和5年6月28日にこども家庭庁成育局母子保健課より発出された事務連絡「不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について」が示す事業に協力することを指す。

事務連絡
令和5年6月28日

一般社団法人 日本生殖医学会 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

不妊症に係る医療機関の情報提供に関する協力依頼について

日頃から、母子保健行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。
従来、生殖補助医療については、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、都道府県等が指定した医療機関で実施される治療に係る費用の一部に対する国庫補助を行い、当該医療機関の情報を取りまとめて公表してきたところです。

令和4年度からは生殖補助医療が保険適用され、上記の国庫補助事業は終了しましたが、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」の一環として、引き続き、保険診療として生殖補助医療を実施する医療機関の情報について、情報収集及び公表することとしています。

ついては、当該情報の登録について別紙のとおり御協力いただきたく、貴団体におかれましては、その内容について御了知の上、会員・関係者等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

不妊症に係る医療機関の情報の登録について（依頼）

1 趣旨

従来、生殖補助医療については、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」により、都道府県等が指定した医療機関で実施される治療に係る費用の一部に対する国庫補助を行い、当該医療機関の情報を取りまとめて公表してきたところです。

令和4年度からは生殖補助医療が保険適用され、上記の国庫補助事業は終了しましたが、「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業」の一環として、引き続き、保険診療として生殖補助医療を実施する医療機関の情報について、情報収集及び公表することとしていますので、以下の要領で情報の登録をお願いします。

2 情報の登録方法等

（1）対象医療機関について

- ・ 生殖補助医療管理料の施設基準届出を行っている保険医療機関
- ・ 精巣内精子採取術の施設基準届出を行っている保険医療機関

（2）登録方法

- ・ 以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。
<https://funin-fuiku.cfa.go.jp/register-clinic/>
- ・ 登録いただいたメールアドレス宛にメールが送信されますので、当該メールに記載されたURLにアクセスし、医療機関の情報を登録してください。

（3）登録期間

令和5年7月1日（土）～令和5年7月31日（月）

※ 上記の期間外に情報の登録を行う必要がある医療機関や、登録情報の修正が必要となった医療機関については、（4）でお示しする事務局にご連絡ください。

（4）連絡先

情報の登録方法等については、以下の事務局にお問い合わせください。

「不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業 医療機関検索サイト相談窓口」

e-mail：clinic-information@funin-fuiku-cfa.com